

津市防犯カメラ設置補助金交付要綱

令和2年3月30日訓第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯カメラによる犯罪抑止効果を高め、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラ」とは、犯罪の防止を目的として、不特定多数の者が往来する場所を撮影するために継続的に設置する映像撮影機器であって、録画機能を有するものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「防犯カメラ設置補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、新たに防犯カメラを設置する本市の区域内に存する自治会、自治会連合会その他地域で活動している住民主体の防犯団体に対し、防犯カメラの設置に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が15万円を超えるときは、15万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、防犯カメラの設置に着手する日の前日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 交付対象経費に係る見積書の写し
- (2) 防犯カメラの仕様が分かる書類の写し
- (3) 設置場所及び撮影方向の分かる位置図
- (4) 設置場所の写真
- (5) 防犯カメラ設置・運用規程
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、防犯カメラの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に要する費用を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 設置後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年4月1日から施行する。